

「ごみの分別と出し方」広告募集要項

- | | |
|----------------------|--|
| 1 掲 載 場 所 | ごみの分別と出し方(A2)の表紙下部 |
| 1 使 用 予 定 時 期 | 令和7年度版ごみの分別と出し方の配布期間中(令和7年3月～令和8年3月) |
| 1 募 集 数 | 2 枠
※掲載する位置は市で決定します。 |
| 1 作 成 部 数 | 37,300 部 |
| 1 掲 載 料 | 1 枠 50,000 円(消費税及び地方消費税含む)
※掲載料は、ごみの分別と出し方作製後、納入していただきます。
※納付された掲載料は、特別な事情が無い限り還付しません。 |
| 1 広 告 規 格 | 縦 45 mm × 横 85 mm
※印刷色は、4 色刷。
※文字・イラストなどデザインについては、見やすくすること。
※犬山市が直接広告をしていると誤解を与えるようなデザイン、文字、ロゴ、字体などは使用しないこと。
※広告の中に広告主の連絡先を明記すること。 |
| 1 広 告 募 集 期 間 | 令和6年11月1日(金)から令和6年11月22日(金)まで |
| 1 申 込 方 法 | 広告掲載申込書に掲載しようとする広告案(電子媒体及び紙出力したもの)を添え、市税の納税状況の調査同意書とともに提出 |
| 1 問 合 せ 及 び
申 込 先 | 〒484-8501 (郵送の場合、所在地の記載は不要)
犬山市環境課 ごみ処理担当
電話 0568 (44) 0344 |
| 1 掲載できない広告 | ①法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
②公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの |

- ③政治性、宗教性のあるもの
 - ④社会問題についての主義主張
 - ⑤美観風致を害するおそれがあるもの
 - ⑥公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - ⑦その他広告媒体に掲載する広告として、市長が適当でない
と認めるもの等、
- 「犬山市広告掲載基準」による。

※掲載にあたっては、「犬山市広告掲載事業実施要綱」に基づく審査等があります。審査の結果、広告掲載が適当と認められる者が募集数を上回った時は、市内に事業所等を有する者、公共性が高いと判断される事業内容を優先します。同等の内容に備えた事業者が募集数を上回った場合は、抽選により決定します。

※配布予定数は、例年実績等に基づき変更となる場合があります。

※お申し込みにあたっては、犬山市広告掲載事業実施要綱、犬山市広告掲載基準をご覧ください。